



掘削除去を行う場合には、 今まで以上に適正な処理 が求められます

リスクに基づいた対策が指示されるため、
汚染拡散防止対策や場外への汚染土壌を
搬出を避けた対策の増加が予想されます

<p>① 六価クロム汚染残土放置 (平成18年7月、東京都)</p> <p>残土置き場の残土から環境基準を超える六価クロムが検出。行政の対策要請にもかかわらず1年以上放置。現在は、土地売買当事者とは別の購入者（汚染を承知済の購入者）による汚染土壌の処理を実施した。</p>	<p>② 水銀汚染土壌不適正処理 (平成18年11月、埼玉県)</p> <p>埼玉県の体温計製造工場の敷地からの水銀による汚染土壌が、計画では不溶化処理後に管理型処分場に運搬されることになっていたが、計画とは異なる千葉県某市で不溶化処理が行われていた。千葉県某市および埼玉県の指導により、汚染土壌は発生場所に戻され、その後、適正に処理された。</p>	<p>③ ヒ素汚染残土のたい積 (平成18年10月、千葉県)</p> <p>残土の一時堆積場所に県外のマンション建設現場から持ち込まれた土砂の一部について、環境基準を超えるヒ素が検出。</p>
 <p>汚染土壌 約15000㎥</p> 	 <p>業者の計画では 約2700㎥を搬出 する予定だった。</p> 	

どう対応したら良いの？

事業者には、適正な処理を行う 会社を選択する責任があります

- ① 汚染土壌の動きが把握できること
(トレーサビリティの確保)
- ② 浄化工場を、いつでも見学できること
(施設の信頼性)
- ② 処理内容の説明を受け、その通りに処理
が行われているかを確認すること

DOWAなら

国内初の認定浄化施設であるエコシステム
花岡では、操業の開始から、①～③を忠実
に守り土壌の浄化を行っています

DOWAの浄化施設「パネル⑨」をご覧ください